

議員全員協議会会議録

(令和5年4月19日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和5年4月19日(水)
招集場所 大会議室

出席議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
議員	尾崎恵一	議員	池田栄次
議員	吉田茂生	議員	少林法子
議員	石川秀夫	議員	金繁典子
議員	鷹野正志	議員	中野光博
議員	那須芳人	議員	吉村直城

欠席議員

議員	嘉喜山茂	議員	山下正敏
----	------	----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
局長補佐	藤本吉信		

説明のため出席した者

町長	清水雅文		
副町長	木原荘二		
(総務課)			
課長	立花慶司	課長補佐	上田耕平
課長補佐	近平高宜		
(企画財政課)			
課長	清水雅人		
(保健福祉課)			
課長	中川菊子	課長補佐	本多拓哉
課長補佐	湯浅良彦		
(商工観光課)			
課長	兵頭重徳	課長補佐	脇田弘樹

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金：低所得世帯支援枠分)について

○佐々木副議長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、令和5年度第5回議員全員協議会を開催をいたします。

まず初めに、議長挨拶、お願いします。

○原田議長 皆さん、おはようございます。

新年度に入りまして最初の議員全員協議会ということで御案内をいたしましたところ、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

なお、本日、山下議員と嘉喜山議員が欠席という連絡が入っておりますので、御報告させていただきます。

今日の議員全員協議会は、来月1日に臨時会の予定がございます。その臨時会に関わる案件につきまして、今日は執行部より報告がございます。

また、議会協議におきましては、先日の議会運営委員会で協議した内容について、御報告をさせていただきます。スムーズな進行に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○佐々木副議長 続きまして、町長挨拶、お願いいたします。

○清水町長 皆さん、おはようございます。

令和5年第5回議員全員協議会の開催を依頼いたしましたところ、原田議長には招集をいただき、また、何かと御多忙の中、議員の皆さんには御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、行動制限は緩和され、来月8日からは感染症法上の位置づけが5類に移行する予定であります。物価高は続いており、多方面に影響を及ぼしております。

このことから、国におきまして、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金として、追加交付が決定をしたところであります。

本日報告いたします案件は、国の交付金が増額されたことを受け、実施する事業など4件の説明を担当課長からさせていただきます。

さらに、国の交付金により実施を予定しております事業は、緊急性があり、至急支援の効果が生活者等に及ぶよう、取り組む必要がありますので、早速補正予算を編成し、できましたら、5月1日に臨時議会を開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○原田議長 それでは、早速協議に入ります。

まず、執行部からの報告1番の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、低所得世帯支援枠分）について報告を求めます。

中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 保健福祉課より、2つの案件について御報告いたします。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、低所得世帯支援枠分）についてです。

この事業は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯に対して、臨時的な給付措置として1世帯3万円を給付するものです。事業費については、全額国庫負担の予定です。申請期限は令和6年1月31日の予定としています。

支給対象についてです。

支給対象につきましては、基準日、令和5年6月1日を予定しておりますが、その時点において、愛南町に住所があり、令和5年度住民税が非課税である世帯が対象となります。

次に支給額給付額についてです。給付額は1世帯当たり一律3万円です。

給付方法につきましては、基本的な取扱いは、昨年度の5万円の電力・ガス・食料品等価

格高騰緊急支援給付金と同様に、確認書の返送を求めない形のプッシュ型での給付で、昨年度5万円の給付金の対象外の方については、確認書の往復による給付で行いたいと考えております。

予算についてです。

歳出予算額についてですが、令和5年度住民税非課税世帯4,300世帯を想定し、給付金は1億2,900万円。事務費については317万5,000円を見込んでおり、事業総額として1億3,217万5,000円を計上します。

歳入につきましては、企画財政課で一括計上いたしますが、今回は概算分として国から示された限度額9,493万6,000円の計上としております。

差額については、一般財源としておりますが、最終的には、全額国庫負担の予定となります。その際に財源更正をしたいと考えています。

最後に、今後のスケジュールについてです。6月1日の住民税の課税確定後、対象者の精査を速やかに行い、7月中の通知を予定しております。

以上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金についての説明を終わります。

○原田議長 説明が終わりました。何か質疑ございませんか。

石川議員。

○石川議員 申請期限が・・・申請じゃなくて、即支給・・・非課税世帯というのは分かっていると思いますので、ぜひですね、これは支給していただくような方向が一番いいと思います。で、要らないという方もいらっしゃるかもしれませんが、確認だけ取れば私はいけるんじゃないというふうに思います。そうすれば、この人件費もですね、・・・じゃないかなと思います。

○原田議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 非課税世帯のうち、令和4年度の5万円の給付金の対象の世帯にはお知らせを送付して、辞退する人であったり、振込先の変更をしていただく方については、それを返送していただくような形で、基本的にはプッシュ型を考えております。

対象となる非課税世帯のうちに、令和4年度の給付金の対象でなかった方には確認書を送付して、状況の確認であったり、口座等の確認を行う予定としております。

以上です。

○原田議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 これ自体は、物価高も急激にありますのでやっていただきたいんですが、この背景の状態をちょっと教えていただきたいんですけれども。

愛南町の住民の中で、今、非課税世帯が増えているとか、税金の滞納が、税金滞納は非課税世帯に入るので関係ないかもしれませんが、例えば生活保護申請が増えているとか、そういう町民の生活実態を示すような指標があれば、教えてください。

○原田議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 生活保護の申請の件数は、年間40件程度で推移をしております。

社協のほう等にも、生活困窮の相談等も寄せられておるようですので、またそういった方につきましては、こういった給付金があるということを周知いたしまして、家計急変等あるようでしたら、またこういう制度があるということを知らしていただくように、周知をしようとは思っております。

以上です。

○原田議長 ほかに。石川議員。

○石川議員 これ、通知はいつ頃予定されていますか。

○原田議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 通知については、対象が確定します6月1日を、そこで確定しますので、それが確定した後、至急行おうと思っております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

ほかにないようですので、1番を終了いたします。

続いて、2番の、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）についての報告を求めます。

中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 続きまして、資料番号2番の、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分について）御報告いたします。

事業概要についてです。

この事業は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親世帯を除く子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和5年度についても、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものです。

まだ詳細な内容は通知されていませんが、令和3年度から実施している事業と対象や時点修正はあるものの、同程度の内容のものとのことです。

なお、事業費については、全額国庫負担によるものです。

支給対象についてです。支給対象は、1、令和4年度、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を受給した世帯が対象となります。この場合、申請は不要です。

2、1のほか、対象児童の養育者であって、直近で収入が減収した世帯については、申請書等のほか、所定様式、収入・所得見込み額の申立書の提出が必要です。

こちらについては、一月分の収入及び所得などから年間収入見込みを算出し判定することとなります。

また、対象となる児童については、基準日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）が対象です。

次に、給付額についてです。

給付額は、対象児童1人当たり一律5万円です。

予算についてです。給付金についてですが、令和4年度の給付実績を基に算出した人数に、家計急変者の見込みを加算した人数を計上した、計230人を見込んでいます。

給付金は、1、150万円。事務費については26万3,000円を見込んでおり、事業総額として1,176万3,000円を計上します。

最後に、今後のスケジュールについてです。

申請不要の対象者については、今後の国及び県からの詳細等を確認し、速やかに対象者を抽出し、5月末から6月初旬の支給を予定しています。

また、両申請分については、広報等において周知を行い、申請月の翌月に支給する予定としております。

以上で、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分について）の説明を終わります。

○原田議長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○原田議長 質疑ないようですので、2番を終了いたします。

続いて、3番の、地域経済活性化2023サマープレミアム商品券事業についての報告を求めます。

兵頭商工観光課長

○兵頭商工観光課長 商工観光課です。商工観光課から、資料番号3番、地域経済活性化2023サマープレミアム商品券事業について、説明をさせていただきます。

この事業は、今年1月に実施しました地域活性化新春プレミアム商品券事業と内容は同様の事業です。

1の趣旨です。低迷する地元消費を下支えし、地域経済活性化を図るため、国が支援する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の対象世帯を除く世帯に対しまして、実施をします。

2の対象者です。令和5年6月1日において、愛南町に住所を有し、国が支援する支給対象者を除く世帯です。

3の事業内容です。対象世帯に商品券500円掛ける40枚、2万円を郵便で配布し、地域経済の活性化を図ります。

4の実施スケジュールです。(1)商品券配布は、令和5年7月7日金曜日から9月22日金曜日までです。(2)商品券の使用期間は、7月20日木曜日から9月末日までの2か月と11日間です。

次の、5の商品券の内容です。(1)名称は、地域経済活性化2023サマープレミアム商品券です。(2)発行予定冊数は、前回と同じ6,300冊です。(3)発行総額も、同じ1億2,600万円です。(4)1冊当たりの構成は、額面総額2万円、内訳として500円券40枚で、全店舗共通券が28枚、小型店舗用地域券12枚と、前回と同様です。

最後、6の5月補正予算額です。予算額総額は1億3,168万1,000円で、国の交付金9,926万円を活用します。

積算根拠は、業務委託料及び郵便料です。

最後に、町民均等割非課税世帯等につきましても、今回も国から支援が打ち出されておりますが、当該以外の世帯も、引き続き物価高騰の影響、あおりを受けていると考えまして、サマープレミアム商品券事業を立案しました。

以上が、地域経済活性化2023サマープレミアム商品券事業についての報告です。

商工観光課の報告は以上です。

○原田議長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

石川議員。

○石川議員 この配布期間なんですけど、これ7月7日から9月22日まで、えらい長期間にわたるんですけど、商品券の使用が7月20日から9月30日までですので、できたら7月20日までに、配布を完了するようなことはできないんでしょうか。

○原田議長 兵頭商工観光課長

○兵頭商工観光課長 お答えいたします。

配布につきましては、郵送のほうで、約2週間程度で、配布のほうは一度やっつけてしまいます。その後、どうしても不在で届かなかったという方の対象期間として、郵便局並びに商工観光課のほうでお預かりして、お渡しする期間という意味ですので、その間に何とかお手元に届くような形にしたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

鷹野議員。

○鷹野議員 この業務委託っていうか、その手続ですよ。また、愛南町商工会がするということですか。

○原田議長 兵頭商工観光課長

○兵頭商工観光課長 愛南町商工会のほうに業務委託をする予定にしております。

○原田議長 ほかに。

金繁議員。

○金繁議員 業務委託料なんですけれども、1億2,877万円ということで、発行総額が含まれているということですね。

次回から分けて書いてほしいんですけれども、純然たる委託料が幾らかというのを、次回からぜひ分けて書いてほしいんですが。

今回は、幾らぐらいになるんですかね。6,300世帯2万円ずつ支払って、その差額ということなので。

○原田議長 兵頭商工観光課長

○兵頭商工観光課長 お答えいたします。

委託料のうち、1億2,600万円が商品券の発行事業です。残りの252万3,272円が、商品券発行のいろいろな印刷費用とか、それから事務手数料とかを入れております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 町民の方からよく御指摘を受けるんですけれども、この印刷ですとか、郵便料とか、事務費で、こんなに何百万円も使うんだったら、その分、町のことに役立ててほしいと。現金給付とするわけにはいかないのかという御指摘を受けます。

もちろん、町内の商店で買っていただきたいという人があり、経済効果を狙ってるものなんだという説明は差し上げるんですけれども、それは町内での買物に、ぜひ御協力くださいということをお熱心に、強く言うことで、ある程度は通じるとは思うんですけれども、どうでしょうかね。

そういうことは、今後、考えたりはされませんか。どうしても経済効果が大きいということですかね。

○原田議長 兵頭商工観光課長

○兵頭商工観光課長 プレミアム商品券事業、今回で4回目になります。

これをするによって、通常、お買物しないような店舗のお買物があつたりとか、地域のお店にお金が潤うと、というような形ですので、ぜひこの事業は、現金給付ではなく、商品券事業としてやらせていただきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

石川議員。

○石川議員 私は、現金給付よりもこの商品券のほうがいいとは思いますが、前回もちょっと言わせていただきましたけれども、デジタル商品券ですよ。

各店舗、クレジットカードとか、PayPayだったり、IDだったり、d払いだったりという、機器もある程度そろっているというふうに私は思っているんですが、全ての店舗がそうじゃないとは思いますが。

今後のことを考えれば、事務手数料も含めて考えるならば、これやっばり、デジタル化していけば、かなり有効なんじゃないかなというふうに思いますが、今後の取組について、いかがですか。

○原田議長 兵頭商工観光課長

○兵頭商工観光課長 前回の登録事業者、プレミアム商品券が使える事業者170事業者ありまして、通常のスーパー、小売店から、工事とか、それから理容美容とか、いろいろな、多岐にわたりますので、デジタル化にすると、全登録事業者は同様な端末をそろえないけんいう

ような形にもなりますので、なかなか一気に普及はしにくいんですけども、今後のことを考えますと、デジタル化のこういったプレミアム商品券をしている事業者もごさいますので、やっていかないといけない課題ではあると考えております。

ただし、これにつきましては、カードとスマートフォンの併用するような形を、最初は導入せないけんといけませんので、スマホがある程度使えるような、町民の指導もしていかないといけないと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、3番を終了いたします。

続いて4番。愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についての報告を求めます。

清水町長。

○清水町長 それでは、愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正案について、私のほうから概要説明をさせていただきます。

背景を申し上げますと、昨年12月13日、公務外ではありますが、商工観光課の兵頭課長が、自家用車で帰宅途中、道路を横断中の女性に重傷を負わせる交通事故を起こし、残念ながら、その方は12月29日にお亡くなりになりました。御遺族様には大変申し訳なく、心からおわびを申し上げますとともに、議員各位にも多大な御心配をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

現在、検察庁の聴取を受けており、この件についての処分は、行政処分、刑事処分が確定した後に、愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に基づき、懲戒処分を行うこととしております。

しかし、地方公務員法では、条例に特別の定めがない限り、禁錮以上の刑に処せられた場合には、仮に、執行猶予つきであっても、失職する規定があります。

現段階で、今回の処分がどうなるかは全く未定ではありますが、本当にありがたいことに、御遺族のほうから、本件について、兵頭氏を宥恕しており、兵頭氏に対する刑事処罰は求めません、という寛大な心による嘆願書が、松山中央検察庁宇和島支部に出されたとの連絡を受けております。

つきましては、このたびの件も含めまして、職員が誤って事故に関与してしまった場合と、情状酌量の余地が認められずに失職に至ることは、場合によっては、厳し過ぎる措置にもなります。有能な職員を失うことにもなってしまいますので、そういうことから、この後、例外規定を定める条例改正案の内容など、詳細な説明を総務課長の方からさせていただきますので、どうか、趣旨を御理解いただきますよう、よろしく願いいたしまして、本案件の背景の報告とさせていただきます。

以上です。

○原田議長 立花総務課長

○立花総務課長 失礼します。総務課から資料4により、愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、説明をいたします。

初めに、1の目的と背景についてですが、先ほど町長から報告をいたしました内容と一部重複しますが、令和4年12月13日午後6時45分ごろ、本庁職員が公務外で自家用車を制限速度内でみしょうM I C付近を走行中、国道を横断していた女性と衝突し、重傷を負わせ、後に死亡させる事故が発生しました。

交通事故に伴う行政処分及び刑事処分については、現在、審議中ですが、被害者の御遺族の方とは示談等が成立しています。

現行の愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の規定では、たとえ、不慮の事故や情状酌量の余地がある事故であっても、禁錮刑の処分が下されれば、職員は失職することになります。

公務の遂行が複雑化、高度化する中、職員が誤って事故に関与してしまった場合、また、ボランティア活動や地域活動などで、過失により事故を起こしてしまった場合、そこには様々な事情が存在すると考えられます。

そのような中で、何の考慮もなく、職員が失職することは、場合によっては職員にとって厳し過ぎる措置となり、有能な職員を失うことは町にとって損失となることも懸念されます。

地方公務員法では、職員の失職に関する特例を条例で定めることができるとされており、不慮の事故や情状酌量の余地がある事故の場合に限り、職員を失職させないことができる例外規定を定めるものです。

次に、2の改正概要についてですが、分限条例に失職の例外規定を加えます。

2ページに、新旧対照表を添付しておりますが、失職の例外規定の内容は、任命権者は禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる。

2項は、前項の規定により、その職を失わなかった職員が、執行猶予を取り消されたときはその職を失うものとする、としております。

最後に、3のその他として、愛南町正規職員の運転過失致死事故は過去1件あり、刑事処分は罰金刑でありました。

また、失職の例外を規定している地方自治体は、都道府県においては、47団体中36団体。愛媛県内では20市町中12市町であります。

以上で、愛南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正案について、説明を終わります。

○原田議長 説明が終わりました。

この件につきまして、質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 過失で犯罪を犯してしまって禁錮刑になる、といっても、いろんな事情があるので、これ規定を、条例を改正すること自体はいいことだとは思いますが、1点確認させてください。

例外規定の条件として、過失であること。それから執行猶予がついていること。そして、情状の余地があることの3つがついています。

大体、ほかの自治体もこうなっているんですけども、多くの自治体は、そこに、情状により、特に必要があると認めるときはという、必要性の要件を入れているんですね。これによって、ある程度、判断基準が客観的になるのかなと思うんですけども、この点、これを入れなかった理由を述べてください。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。

他の自治体では、必要性がある場合という字句が記載されているところもあるが、しなかった理由はというところがございますが、懲戒処分につきましては、町のほうで設けております懲戒審査会のほうで、内容について審議をすることとしております。

条例の中に、必要性がある場合といっても、先ほど金繁議員が言われましたように、背景には様々な事情があろうかと思しますので、詳細については、その会の中で協議、判断することと考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 分かりました。

違いがあるかどうか、ちょっと調べとってください。必要性があることによってね。

もう1点なんですけれども、職員に対する処分について、私、一般質問したことがあります。そのときに、国の人事院の規定がこうなっているからこうなんです。愛南町はそれに従いますと。それから県の人事院のことも、それに倣いますというお話があったんですけれども。国と県の人事院の定めでは、この例外規定ってあるんですか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。

愛媛県における例外規定は定めておられない、おりません。国のほうにつきましては、人事委員会に準拠してというところがございます。

本庁の懲戒処分につきましては、金繁委員から、以前御質問がありまして、コンプライアンス行動指針というものを、現在、令和3年9月だったかと思いますが、定めております。

その中に、懲戒処分と対象につきまして、区分の決定や公表の対象としては、人事院の懲戒処分の指針及び公表指針を準用するというふうに、コンプラ指針のほうにも明記をさせていただいておりますので、町としましては、基本的には、まず人事院に係ります指針に基づいた対応になろうかというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 それで、国の人事院のほうは、規定はあるということですか。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 国の人事院につきましては、こちらで確認をしていますところでは、あくまで方針を定めておりますので、その内容につきましてまで詳細なところは確認はできておりませんが、指針の中には、今言われました例外規定というところについてははっきりとした記載のほうはございません。

ただし、基本事項の中に、非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に配慮すべきものがあると認められるときにつきましては、その内容を考慮するという字句のほうはあるようでございます。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 今、一番最後に言われた点なんですけれども、その点は、公務員法の懲戒処分になる禁錮刑に処せられた場合、当然、原則として失職すると明記されている、この法律の条文に関連しているということでしょうか。公務員法の、失職するというところに、今、立花課長が一番最後におっしゃった点、関連していると解釈していいんですかね。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 私が理解しているところでございますが、人事委員会が示しております内容、懲戒処分の指針についてというところでございます。その基本事項が、別紙といたしまして示されているところでありまして、この内容が地方公務員法の第28条、降任、免職、休職等に関連性を持った形での基本事項として示されているのかについては、定かではございません。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 では調べておいてください。お願いします。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 可能な限りで確認をさせていただきます。

○原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ほかにないようですので、これで執行部の報告を終わります。

執行部は退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

5分より再開します。

(休憩)

○原田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議会協議に入ります。

まず、1番の一般質問の方式について。議会運営委員会において協議し、結果をまとめましたので、報告を求めます。

鷹野副委員長。

○鷹野議員 委員長が今日欠席ですので、副委員長の私のほうから報告させていただきます。

会議規則の改正に伴い、一般質問の回数制限がなくなり、一問一答方式の導入と、各方式についても整理し、協議した結果、3方式の選択ではなく、一問一答方式のみを採用することにしましたので、御報告いたします。

○原田議長 この件につきまして、事務局の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 説明させていただきます。

議会資料の1を御覧ください。

まず、一般質問の通告の例としまして、四角の枠内の通告例を示しております。大項目の質問が2つあります。1つが、農業所得の向上対策について、そして教育振興対策についての2問です。

大項目1につきましては、設問の趣旨と、小項目が2つついております。

2つ目の教育振興対策については、小項目がないというような、そういった通告例を基に説明をさせていただきます。

まず、2ページを御覧ください。答弁一括方式になります。

こちらにつきましては、質問者が1の(1)から2まで、いわゆる質問を2つとも行って、着席をいたします。その後、執行部側が同じように、1の(1)から2までについて、答弁をして自席に帰ります。

再質問なんですけれども、そこから全般を通して、今まででしたら、3回の質問制限があったわけなんですけれども、先般の議会会議規則の改正によりまして、回数制限がなくなったということで、回数制限のない再質問が続くということとなります。

続きまして、3ページを御覧ください。

これが、答弁分割方式となります。こちらもほとんど今と流れは変わらないんですが、まず、質問者が1の(1)から1の(2)までの質問を行います。

その次に、答弁者、執行部側が1の(1)から1の(2)まで答弁しまして、再質問に当たりまして、1(1)から順番に再質問を繰り返しますけれども、そこに、今まででしたら3回の質問制限あったわけなんですけれども、それがなくなるということの運用を考えております。

ちなみに、4ページを御覧ください。

2の質問なんですけれども、これにつきましては、小項目がないので、2の質問を行って、それについて執行部が答弁して、2全体について、再質問を繰り返すということになっております。

続いて、5ページを御覧ください。

こちらが一問一答方式の進行案でございます。

こちらにつきまして、説明させていただきます。

まず、質問者が、1の(1)から1の(2)までの質問を行います。

それに対しまして、執行部側が、1の(1)から1の(2)まで答弁して、自席に戻ります。

ここまでの流れにつきましては、先ほどの答弁分割と同じであります。

そして、再質問のところなんですけれども、ここからが答弁分割と違うところが、あくまでも一問一答につきましても、1問の捉え方なんですけれども、大きな質問、大項目の1を1問と捉えまして、再質問からにつきましては、答弁分割のように、1の(1)から順番に再質問を行うのではなくて、ランダムで1の(2)から質問してもいいし、3から質問してもいいということで、ランダムに質問をしていただくと。

そして、回数制限はないというような取扱いでいかがなものかということで、議会運営委員会の方で諮っていただきました。

その結果、一問一答方式を一択ということになりました。

その理由なんですけれども、まず、答弁一括方式についてなんです、これにつきましては、令和3年6月から令和5年3月定例議会までの間に、お一人の議員の方が、2回ほど、答弁一括で質問されておりますけれども、そのほかの実績はございません。また答弁分割につきましてですけれども、これも、例えば小項目を設けられた場合の流れは、先ほど説明させていただいた一問一答方式と、流れは変わりませんので、ならばもう一問一答方式の一択でよいのではないかということで、結論となったということでございます。

以上です。

○原田議長 説明が終わりました。

この一問一答方式の導入なんです、何か御質問はございませんか。

これでやっていくようにして構いませんか。

はい。それじゃこのように決定いたします。

続いて、2の議会運営に関する申合せ事項等の見直しについて。1番の愛南町議会運営に関する申合せ事項、議会運営委員会から報告を求めます。

鷹野副委員長。

○鷹野議員 それでは、議会資料2の変更部分を報告いたします。

まず、(10)赤字のところですね、発言時間、1、一般質問については、質問方式は一問一答方式とする。発言は40分以内、答弁、反問に対する議員答弁時間は加算しない。関連質問は認めない。(11)発言内容の制限について、非人道的な言葉を、赤字のように、無礼な言葉に置き換える。(14)議員全員協議会について、本会議関連の協議会において、重要案件抽出の協議の場を設けることとする。議会活性化特別委員会の中間報告における運用を付け加える。(19)議会資料の配布については、議会資料は、個人情報を含む資料、当初予算書本体、当初予算説明資料、補正予算書本体、補正予算概要説明資料、決算書本体、主要施策の成果に関する報告書を除く全ての資料をタブレットの配信のみとする。

以上です。

○原田議長 副委員長より説明がありましたが、申合せ事項の10番、そして11番、14番について、何か御意見はございませんか。

いいですかね。そしたら、申合せ事項19番、この資料配布については、議会運営委員会、予算書、決算書に加え、当初予算の説明資料、そして補正予算の概要説明書、決算の主要施策の成果に関する報告書の紙資料追加に、この委員会の中で賛成が3人、そして反対が2人となりました。委員会では過半数を超えたが、タブレット導入によるペーパーレス推進の観点からも、全協で皆さんの意見を聞くことといたしました。

この紙資料の追加について、何か御意見はございませんか。

少林議員。

○少林議員 私は、この件に関しては、紙資料が必要だというふうに賛成をします。

紙資料が、というのと、あと、ペーパーレス化っていうのを比重にかけた場合、どっちが大事かというのと、私たち議員は、予算に関してはきっちり過去と比べたりせんといけませんので、そっちのほうが重要かと思ひまして、これに関してのみは、紙に賛成いたします。

○原田議長 ほかに御意見はございませんか。

那須議員。

○那須議員 私は、これに反対をした1人でございますので、意見、述べさせていただきます。

私がタブレットを導入した際には、もうだんだんペーパーレス化していくんだらうというふうに思っておりました。予算書はまだ済んでないんですが、3月の当初予算書、それと9月の決算書は、紙でもらいたいというふうには思っておりますけれども、定例会や臨時会での補正予算の分に関しては、私はもう紙は要らないんじゃないかなと、という意味で反対をしました。御議論願います。

○原田議長 そういった意見――石川議員。

○石川議員 私は、タブレットを活用して、ペーパーレス化を図るべきだと。当初予算にしても補正にしても、必要なところを印刷できるような形で、できれば、全ページ、当初予算にしても決算にしても、必要がある部分だけ議員個人の判断で、印刷できるようにすればいいというふうに思ってますし、これ先祖返りみたいに、今度、今までその説明資料はタブレットだったんですけども、それをまたペーパーに戻すということですので、私は、このタブレットでできないことはほとんどないというふうに感じてますので、そういう意味で、反対した一人です。

○原田議長 今、反対意見が2人出ましたけれども。

金繁議員

○金繁議員 議運でも私の意見を言わせてもらって、ここに赤字で書いていただいている内容、私、賛成したものです。

今、補正予算は紙では要らないという那須議員の御意見と、石川議員の個人で印刷すればいいということなんですけれども、個人で印刷できるかどうかに関しては、事務局のほうからも、できませんという回答をいただいているので、印刷できないのであれば、もうこれは紙でいただいでおくのが、議員の、本当に紙でないと分かりにくい予算に関しては。なので、ぜひこれは紙で残していただきたいと思ひます。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 今の時点では、印刷はできないかもしれませんが、今後、検討していただくという形になっているはずです。よって、その間をどうするかという話になろうかと思ひますので、御検討いただいたらと思ひます。

○原田議長 池田議員。

○池田議員 今、抽出して、議員が印刷できるように検討されるということですか。できるようになる、やればできるようになるんですか。事務局の方ちょっと。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 今の現状ですね、このタブレットの管理方法ではできないということでもあるんですけども、一応、タブレット以外の方法についても、今後、検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 タブレット以外の方法というのは、どういう選択肢があるんですかね。タブレット

からは印刷できないけれども、例えば事務局で印刷してもらおうとか、そういうことになるんですか。

今、選択肢があれば教えてください。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 事務局のほうで印刷するという方法もあるんですけども、それですと、紙で配ると同じようになってしまうのかなという気もいたします。

なので、例えば、PDFデータを渡すとか、それを個人的に印刷するとか、そういった方法もあるのかなとは、個人的には考えておりますけれども。そういった部分も含めて、検討させていただきたいという意味でございます。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 技術的には、アプリを導入すればできるんですけども、今、このタブレットに、勝手にアプリを導入することができないという部分で、その部分だけを、どういうふうな形にするか検討すれば、今日でも明日でもできるというような、私はイメージで取っているんですが。

いかがですか。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 一応、そのあたりも検討する必要がある部分ではあるんですけども。

今、一括して、このタブレットについては管理させていただいて、そういったアプリを、個人的には導入できないようになっております。

導入できるようにするためには、管理を一括して解かなくちゃいけません。その間に、例えば何かのウイルスに感染するとか、そういった危険性もありますので、そういった部分も含めて、検討する必要があるかなと思っております。

以上です。

○原田議長 尾崎議員。

○尾崎議員 今現在は、予算書、決算書の本体については、タブレットと紙と、そして概要説明書については、もうタブレットだけなんですよね。

私、個人的には、自分が質疑をしたいところとか、そういったものは抜き出して、自分でパソコンで加工して、質問シートなり、そういった形のものを作って質問させてもらっております。

私個人的には、今、タブレットだけでも不便は感じておりません。

今後のことについてなんですけれども、実際にタブレットのみでやった経験がないわけなので、一定期間、タブレットなしで、半年か1年やってみて、その上で、どのような問題が出てくるのか。その時点で、全員協議会で再度やるのはどうなんでしょうかね。

○原田議長 タブレットなしですか。

○尾崎議員 ペーパーなし。ごめんなさい。

ペーパーなしで、タブレットのみで、体験してみたらどうなのかなと思うんです。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 私は、それはかなりきついです。個人的に。

議員活動、私、アナログ人間なので、クラシックメディアが大好きです。紙でないと、やっぱりきちんと隅々まで入ってこないんです。目で、どうしても見落としてしまうことがあって。特に、分厚い予算書とか決算書本体は、あれは必ずいただきたい。

要らないっていう人は、もう要らないでいいと思うんですけども、必要な議員には、それはもう出していただきたいです。

よう見んという弱点を持っているわけですから、こういう議員がいるわけですから。そう

いう弱点を持つ議員には、紙ください。

それから、補正予算に関して、これ議運で言ったんですけれども、あのぐらい薄っぺらいもんやったら、データでいいじゃないかと、タブレットでいいじゃないかっていう意見も分かるんですけれども、ただ、私これ、2期目になって初めてやってみたんですけれども、過去の補正予算、何年分も比較したいときに、例えば水道の特別会計の補正予算を、3年前の6月議会の補正どうやった、4年前どうやったっていうのを比較するときに、フォルダを1個1個、タブレットだってあかんといけませんよ。非常に比較しづらい。これは紙で、自分たちでちゃんと置いてたら、すぐに、ばあっと机の上で比較できるんですね。

そういう意味で、補正も、希望する、弱点ある私のような議員には残していただきたいと。一律にする必要があるのかという点も、私は疑問で、要らないという人はもう要らないでしょうし、要る人間には、ぜひこの弱点に御配慮いただきたいと思います。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 はい。今のと、賛成の意見なんですけれども。

私も、この間の、決算のいろいろ会議がありましたけれども、その前に、自分が、令和3年度ですよ。あのときにここはどうやったかって思って、付箋のついているところ開けて、照らし合わせて、そしてそれで議会に備えたりしたので、照らし合わせができんなということが1点。

それともう一つ、当初予算の説明資料なんですけど、非常に、すごくいいんですけれども、どこかにフォーカスして、そこをクローズアップして見んといけんので。細かい字、このタブレット1枚にあれが全部入っていると、本当に見にくいので、やっぱり紙があると、私たちの議員としての活動、自分にはできやすいです。

以上です。

○原田議長 皆さんそれぞれ、賛否両論ありますけれども、どうでしょうかね、これは本当。

今までどおりで……

石川議員。

○石川議員 希望者だけ紙ベースで出すようにすればいいんじゃないですか。

必要でない人に、もうタブレットに慣れて、画面分割もできますし、過去のデータもタブレットから出せますので。

先祖返りされたい方は、そういう形で、希望すれば出せるという形にすればいいんじゃないでしょうか。

○原田議長 事務局、それは可能ですか。どうです、希望者だけっていうのは。

(発言する者あり)

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 事前に用意するのは、もちろん可能ではあると思うんですけれども、例えば、当初予算の説明書であるとか、決算書の主要施策の成果を説明する資料なんかは500ページあります。なので、それを急に、例えば私も欲しいんですけどって言われたときは、準備ができないので、それをあらかじめ、申し入れていただくというお約束の下でしたら、可能かなと思っております。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 当初に、1年間分、紙ベースで欲しい人、それと、結構ですという方を分けていけば、そういう手間なことはないと思いますし、いずれ、このタブレットに慣れて、もう紙はいいですっていう方も増えると思いますので。

○原田議長 どうですか、希望者だけ提出していただくという。あらかじめ、前もって希望をとって。それでいいですか。

もう、そうしますよ。もしまた問題があるようだったら、また改正していくように。
そういうことで。

本多事務局長。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 今回の件で、現段階で紙資料をいただきたいという、欲しいという議員はどのくらいいらっしゃるでしょうか。

すみません。予算書と決算書は、今までどおり、もちろん紙ベースなんですけれども、先ほど言いました、予算書の説明資料であるとか、決算書の附属書類の関係だけです。

すみません、お願いします。

○原田議長 主要政策のあれやろ。

はい、要る。ええ。

それでは、続いて、何かな。

続いて、②の愛南町議会運営方針。議会運営委員会の報告を求めます。

鷹野副委員長。

○鷹野議員 議会資料3です。3月定例会の変更部分を報告します。

(6)と(9)は、委員会審査と区別するため、勉強会に統一する。委員会付託の場合は、委員会を開催することになるため、勉強会は開催しない、の一文をつけ加える。(11)の監査委員の出席は、必要に応じて出席要求できるため、運営方針から削る。

以上です。

○原田議長 今、説明がありましたが、何か御意見ございませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 以前、議会活性化のほうでは、予算決算特別委員会については、常任委員会付託というのは難しいのではないかというお話をしておりましたけれども、これについては、内容を検討して、必要な場合は委員会に付託をするというなことでありますが、何か協議の中で動きがあったんですか。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 これにつきましては、予算、常任委員会の付託につきましては、あくまでも予算なので、予算特別委員会が設置されたという前提の下であります。

設置された場合は、特別委員会の中で、十分に予算の勉強会に準ずるような審議ができますので、勉強会を開きませんよという意味であります。

以上です。

○原田議長 よろしいですか。

吉村議員。

○吉村議員 愛南町は本会議中心主義やろ。委員会付託方式を取るの。取らんのやろ。

関係ないよ、これ。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 委員会付託について、先般、議会活性化特別委員会の報告によって、場合によっては、委員会付託を活用したらどうかという結論がありましたので、そういったことを踏まえて、委員会についての文言を入れましたが。議会活性化特別委員会の中の報告にもありましたとおり、本会議中心主義であって、場合によっては、重要案件については、委員会に付託をする場合もありますよということで報告が出ておりますので、それを踏まえての文言の修正であります。

以上です。

○原田議長 いいですかね。

○吉村議員 文言修正だけ。

○原田議長 はい。

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようでしたら、続いて6月、9月、12月の定例会について、報告を求めます。

鷹野副委員長

○鷹野議員 議会資料4です。6月、9月、12月の定例会の変更部分を報告いたします。

(11)は、委員会付託の場合は、委員会を開催するため決算勉強会は開催しないを付け加える。

以上です。

○原田議長 今、説明がありましたが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 続いて、④の一般質問の方法については、先ほど、協議1で説明しましたので、これは協議1のとおり実施いたします。

続いて、5番の⑤の質疑の回数について、議会運営委員会の報告を求めます。

鷹野副委員長。

○鷹野議員 議会資料6の変更部分を報告いたします。

質疑の回数については、本会議方式と委員会付託の場合に分けて記載しています。

本会議方式については、今まで分割された以外の質疑ができづらく、その他を加えたりしていましたが、歳入歳出で、質疑済みを除く予算書、また決算書全般で3回というように、当初予算、決算ともに整理し記載、委員会付託については、付託された場合の本会議での一般的な質疑のルールを記載しております。

以上です。

○原田議長 質疑の回数について、何か御意見はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようでしたら、続いて、臨時会について協議いたします。

まず、(1)の執行部の出席について、事務局の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 臨時会は、5月1日月曜日10時からを予定しております。朝礼は、9時30分を予定しております。

執行部の出席についてなんですけれども、理事者及び提出議案に係る課長のみとさせていただいて、議長選挙等の議会構成の間は、前回と同様、執行部には退席をしていただく予定としております。

以上です。

○原田議長 今の説明、いいですかね、分かりましたかね。

それでは、続いて、(2)の正副議長の選挙について、事務局の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 議長選挙につきましては、執行部の議案が終わった後、休憩を入れて、執行部は退席をします。

この際に、議長より辞職願が出ることとなります。

ここからは、順次追加日程によりまして、議長の辞職を許可し、議長が欠けたことにより、議長選挙を日程に追加して、休憩中の所信表明を行った後、本会議で選挙を行うこととなります。

選挙の宣告以後は、議場は閉鎖され、各議員は単記無記名で議員のフルネームを書いて、順次投票し、立会に2名の下で開票、最高得票者が有効投票数の4分の1以上、4名なんですけども、そのときに当選となります。同数の場合は、くじで決定となります。

副議長の場合も、一連の流れは同じなんですけれども、副議長が議長になった場合は、副議長の職が自動的に消滅するため、副議長の辞職の追加日程はなくなります。

また、議長は特別委員会の委員にならないということから、特別委員会の中から議長が出た場合は、委員の辞任と委員の選任の追加日程。議長が正副委員長の場合は、委員会において、互選も必要になりますことを申し添えておきます。

以上です。

○**原田議長** ただいまの説明、分かりましたかね。何か御意見ございませんか。

これは従来どおりというか。いいですかね。

それでは続いて、(3)の常任委員の2年任期について、事務局の説明を求めます。

本多事務局長。

○**本多事務局長** 議会資料7を御覧ください。

申合せのとおり、所属希望調査は取りますが、参考にとどめまして、調整は新しい正副議長に一任されるため、希望どおりではなくても納得していただくように、御了承をお願いをいたします。

お手元配付の所属希望用紙は、よろしければ、本日お帰りまでに事務局へ提出をお願いしたいと思っております。

もし提出できない場合は、4月27日木曜日正午までに提出をお願いいたします。

以上です。

○**原田議長** ただいまの説明に、何か御意見ございませんか。

ないようですので、続いて、(4)の議会運営委員会委員の選任の方法について。

議会運営委員会委員の選任の方法については、申合せのとおり、各常任委員長と各常任委員会から2名を選任することになっております。これは、今までと同様ですので、よろしくをお願いいたします。

続いて(5)一部事務組合等議会議員選挙の方法について。まず、宇和島地区広域事務組合議会議員と津島水道企業団議会議員、そして篠山小中学校組合議会議員の3つがございますので、事務局の説明を求めます。

本多事務局長。

○**本多事務局長** 議会資料8を御覧ください。

内容につきましては、申合せのとおりでございます。

宇和島地区広域事務組合議会議員につきましては、正副議長と産業厚生委員長、そして産業厚生委員会から1名を選任していただき、本会議で指名推選することとなります。

2番目の津島水道企業団議会議員につきましては、議長を指名推選することとなります。

3番目の篠山小中学校組合議会議員につきましては、議長と総務文教常任委員会の正副委員長を指名推選することとなりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○**原田議長** これも、従来と一緒にしますので、よろしくをお願いいたします。

続いて、(6)正副議長の所信表明について、事務局の説明を求めます。

本多事務局長。

○**本多事務局長** 申合せの、正副議長の任期によりまして、所信表明を行うこととなります。

4月26日に臨時議会の招集通知があるんですけれども、それと併せまして、所信表明の通知を行いますので、翌4月27日正午までに、希望者につきましては、提出のほうをお願いをいたします。

所信表明の方法について、御説明をいたします。

所信表明会は、申出があった場合に本会議の休憩中に開催します。

はじめに、志願者の届出順によりまして、発言順のくじを引き、その順番により、1人5

分以内で壇上で所信表明を行っていただきます。

休憩中ですが、議会中継に関する確認事項によりまして、その様子は愛媛ケーブルテレビで中継されます。

なお、確認ですが、議員は全員被選挙権がありますので、所信表明をしないことで、当選が無効になることはありません。また、要綱第5条のとおり、所信表明に対する質疑、賛意表明、応援演説は実施しないことを申し添えます。

また、今まで臨時議会の運営につきまして説明をさせていただきましたけれども、これはあくまで申合せ事項並びに先例に従って説明をさせていただきただけで、実際におきましては、臨時会の議会運営につきましては、その詳細と決定は議会運営委員会で行いますので、その点について御承知おきください。

以上です。

○原田議長 ただいま説明がありました。

何か御意見ございませんか。

ないようですので、続きまして、4のその他に入ります。

まず(1)町議会議員研修会の事前質問について。これは、8月4日に松山で開催されます研修会なんですけど、事務局の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 既に通知のとおりなんですけれども、8月4日に松山市で県町村議会議長会の第1回研修会が開かれます。その際の講師に対する質問なんですけれども、5月15日までに事務局で取りまとめますので、提出のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

○原田議長 5月15日と、ちょっと時期は早いですけれども、質問のある方は提出をよろしく願いいたします。

続いて(2)のその他。愛南町議会運営に関する申合せ事項も承認されたことから、申合せの(14)の本会議関連の協議会において、重要案件抽出の協議の場を早速設けたいと思います。

本日、執行部からの報告がございましたが、その中で、これについて協議をしたいというのがありましたら、挙手をお願いいたします。

何かありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 今回はないようですので、今回は中止といたします。

金繁議員。

○金繁議員 先の3月の議会で、議会活性化特別委員会から中間報告させていただいた、広報の準備委員会の設立について、ぜひこの場で協議いただけたらと思いますが、どうでしょうか。

○原田議長 ただいま、活性化特別委員会の金繁委員長から、中間報告にありました広報準備特別委員会の設置について、皆さんの御意見をということなんですけど、この特別委員会の設置について、何か皆さん、御意見はありませんか。

石川議員。

○石川議員 今日、2名いらっしゃらないので、全員がそろった場で協議したらどうですか。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 今日、嘉喜山委員、欠席されているんですけども、事前に、この設置については早急に願いたいということをお願いしております。報告しておきます。

それから、議運の委員長が今日は欠席されているんですけども、会議の要件は満たしていますので、誰かが欠席したから協議できないということでは、いつまでも決まりません。ぜひ協議していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○原田議長 委員長から今、意見がありました。

石川議員。

○石川議員 来週だったら全員そろっていると思うんですよ、全協。

議運でしたか、議運では駄目ですね。

○原田議長 議会だよりの発行の件なんです、これの、広報準備特別委員会、これを立ち上げるといけませんので、今後どうするか。皆さんの御意見どうでしょうかね。

那須議員。

○那須議員 前の協議会の中で、広報のことが議案に出ましたけれども、それも大事かどうか、議論はあるんでしょうが、愛南チャンネルを使って、議長がカメラの前で何か報告するとか、各委員会の委員長がカメラで報告するとか、そういった方法も特別委員会で検討してくださいというふうに申し上げたんですけれども。

情報の発信というのは、私は、議会だけではないので、例えば定例会の再放送も、2回、3回目の再放送は、土曜日であるとか、日曜日の昼間であるとかといった、そういった方法も考えられますので、これからの愛南町の情報発信の方法は、広報だけでは、議会だけではないので、そういったこともちょっと議論していただきたいんですけど、その辺はなかったんですかね。

○原田議長 今、那須議員より、そういった意見が出ましたが、ほかに御意見ございませんか。

○那須議員 勉強会の場で、僕言った覚えがあるんですけども、・・・ぜひ・・・委員会で議論してくださいねと言ったんですけども。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 特別委員会に我々付託したんで、議会として。特別委員会で結論を出した部分にあれするのは、これを流れからいって当然のことじゃないの。

○原田議長 特別委員会で決定したことを、全協で皆さんに一応、諮りたいと…………

○吉村議員 ただ、我々は、今言ったように、付託したんで。

○原田議長 那須議員。

○那須議員 特別委員会の設置の申出は、それは議会でするので。ただ、その議会で否決された場合、否決される場合もあり得るんで、特別委員会の設置に関してはね。

(発言する者あり)

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 確認させてください。3月議会の中間報告の中で、広報の準備委員会を設置するという事は、報告させていただいています。結論として。

手続的には、だからこの一般質問の変更と同じように、こういう申合せ事項の変更と違って、手続が議運ですでにいただく必要があるように、恐らくその活性化委員会とは別に、広報準備委員会を立ち上げるには、議会で議決をしなければならないのですかね。だから、その手続は必要ですけども、立ち上げること自体は、中間報告をしております。

今日、その協議というのは、反対の方がいらっしゃるのか、もう一度念を押してというか、皆さんの御意見をお伺い——委員会としてはもちろん、まとまって報告はしているんですけども、全協で皆さんの御意見もお伺いするという事です。

○原田議長 どうですかね、活性化特別委員会以外の議員の方で何か。

今、那須議員は、意見おっしゃいましたけれども、あとの議員はどうですか。

暫時休憩します。

(休憩)

○原田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この場でなかなか、今、決めにくいので、人数からもう、ちょっともつと少のうにしたらいいんじゃないかという意見もありましたので、ちょっとまた皆さん、この件はまた、よく

考えていただいて、次回の全協で決定していただけたらと思います。

また考えておいてください。いいですかねそれで。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 ほかに。その他で。

本多事務局長。

○本多事務局長 1点、御紹介をさせていただきます。

5月の2日と3日なんですけれども、愛南町の姉妹都市であります丹波篠山市のメンバーが、愛南町を視察しまして、愛南町へのコロナ後のスポーツ観光イベントの在り方について研修をして、また交流を深めていく予定となっております。

メンバーとしましては、丹波篠山スポーツ推進委員会の会長ほか委員が3名。そして丹波篠山市議会、青藍会の方が4名、その他、副市長等合わせて12名が愛南町を訪れる予定となっております。

以上のことについて紹介をさせていただきますが、主に視察の内容としましては、愛南町のマラニックとか、あとトライアスロン等、そういったことの実施方法とかについて検証して、その後、交流を深めるという予定となっておりますので、御紹介をいたします。

以上です。

○原田議長 以上、報告です。

吉村議員。

○吉村議員 これ多分、全員協議会、今日で最後だと思うんですけれども、戸別訪問の件はどがいなっとんですか。

あれ本来から言うたらですよ、全員協議会の席で、議長は、議長の厳重注意ということで報告はもらったんですけれども。あれ実際からしたら、懲罰対象なんですよ。

私もこの席で言うたんですけれども、議会に突きつけられた問題やと。個人は別にしてですよ。

そしたらこれ、その対象の中に当てはまるのに、議長の懲罰というのは、議長の厳重注意というのは、懲罰の中へ入ってないんですよ。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 確認なんですけれども、議会内のことではないので、議会外のことなので、懲罰の対象とはならないと思っています。

○吉村議員 ということは、これ議長としてどう捉えているんですか。私はあのときに、ここで発言したんですけれども、個人は、ここの中で謝罪はした。それは皆さん聞いているとおりです。

なんですけれども、これずっと引きずっとるんですよ。私もいろんなところから問合わせもあるし、直接の分もあるんです。だけど、議会の中で何ら協議もせんままに、あれで終わってしまった。

これ、こういうことが、署名の部分で、あともいろいろ署名の部分あったんですけれども、それは別にして、結局、これからの部分の中に、大変な禍根を残しておると。議会に対して提出した部分が、個人情報が出されて、そこに、要は、議員が訪ねていったと。確認に行ったと。

これは、個人のどうのこうのじゃなくて、私は議長に聞きよるんです。議長、最後の任期ですからね。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 この件は、個人的な政治活動の一環で、議会に何ら持ち込んだことは一度もない。

ただ、新聞に載ったので、私が謝罪したということですよ。

だから、私的なもの、政治的なもの、個人的なもの、これを議会に持ち込むっていうのは

いかんのじゃないですか。

○吉村議員 釈明どうのこうの、個人のこと、個人に聞きよるわけじゃなくて、私が言いよるのは、ここで、今日欠席ですけれども、山下議員が言うたでしょう。提出されたやつを、議長がコピーして渡したと。そこで、山下議員はその発言あったんです。

それで私、次の日に確認に行ったんです、事務局に。間違いなしにその発言しとんです。ところが、議長はその席では何も言わなかった、その件に関しては。

で、ですね、・・・（発言する者あり）・・・個人じゃない、全員協議会の席。

ほんで、残っとる、確認に行った。ほいで、それを、もう個人がどうのこうのじゃなくて要は、それをコピーして渡した。これ議会として関係ないことですか。

後で、それからしばらくして、私は渡してませんというのは、議長の発言はあった。それからしばらくして。全員協議会の最後の方に。しばらくして。

ところが、コピーして本人に渡したのは、これは議長個人じゃないかもしれんけれども、事実です。

○原田議長 ですから、私は個人的に、石川議員に厳重注意をしました。私は、それでいいんじゃないかと、私は判断しましたので。

○吉村議員 それで、一切協議もせずに、だから私が聞きよるのは、この中で……………
(発言する者あり)

○吉村議員 議会に提出されたことでしょう。名簿いうのは。

○原田議長 名簿ですか。

○吉村議員 名簿は議会に提出されたやつでしょう。

でしょう。それを受け取ったわけでしょう。受理したわけでしょう。受け取って、それで結局、議長のほうが関係者を呼んだと。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 今、吉村議員が言われた件についてなんですけれども、その個人情報の取扱いであるとか、その戸別訪問の関係の話なんですけれども。それについては、今現在、いわゆる愛南町議会、実際は愛南町なんですけれども、被告として、実際、法的なものも含めて、裁判が進められております。その結果、まだ判決は出ていないんですけれども、そういったことについて、現在、裁判が進行中でありますので、その結果をもって、再度またこの全協などで、反省なりをすることがありましたら、そういった協議することでよいのではないかと、いうふうには考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○吉村議員 裁判しよるの。

○原田議長 しております。

○吉村議員 それやったら、それを言わんと。裁判しよるの知らんけんよ。こっちは。

いや、だから、それだったらそれなように、議長のほうが、今こうこうで、裁判中なんのと、いうぐらい言ってくれとったら、私もこがいなこと言うあれもなかったんやけど。裁判しよるの。

(発言する者あり)

○吉村議員 載っとるのかね。

○原田議長 いや、皆さん分かっとることと、私は思っていました。

○吉村議員 俺見てない。

(発言する者あり)

○吉村議員 そうなの。分かった分かった。

○原田議長 まだ結果が出てないんで、私も何とも言いようがないんで、これは。

○吉村議員 これ、裁判中の報告があったのかな。

タブレットに載っとるといのは、俺、確認してない。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 昨年でしたかね、4月だったと思うんですけども、一本松所に行って、支所の状況を見たときの全協の中で、今裁判が起こってますという報告は、私のほうからさせていただきます。

以上です。

○原田議長 この件はこれで終了いたします。

ほかに何かありませんか。

ないようでしたら、全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

議長